

特別養護老人ホーム 希望の郷大治 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人貴徳会が開設する特別養護老人ホーム希望の郷大治(以下「事業所という。」)が行う指定介護老人福祉施設事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の意思、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員(以下「介護老人福祉施設従事者等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護老人福祉施設従事者等は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居者の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとするよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2 介護老人福祉施設従事者等は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の医療保険医療サービス又は福祉サービス又はサービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 希望の郷大治
- (2) 所在地 愛知県海部郡大治町大字中島字中田103

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人、管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護支援専門員に施設サービス計画の作成を担当させる。
- (2) 医師 1人、医師は健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2人以上、生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員等 介護職員、看護職員合計73人以上、介護及び看護職員は入居者に対し、適切な生活介護の提供を行う。
- (5) 管理栄養士 1人以上、栄養士、または管理栄養士は適切な栄養管理を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上、機能訓練指導員は日常生活
- (7) 介護支援専門員 2人以上、介護支援専門員は施設サービス計画を作成する。

(入居定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の定員は次のとおりとする。

1ユニット10人 20ユニット 入居定員 200人

(指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定介護老人福祉施設の内容は次のとおりとし、指定介護福祉サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護報酬として、告示された施設介護サービス費の1割か2割か3割の額とする。(負担割合証による)

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護と日常生活の世話。
- (2) 入居者の状況を考慮した食事の提供。
- (3) 入居者又は家族に対する相談及び援助。
- (4) 日常生活動作の機能訓練。
- (5) 医師又は看護職員による健康管理。
- (6) 口腔衛生管理

2 厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。

3 食費は1日につき1,445円を徴収する。

(1) 食費の減額

所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣の定めるものについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を1日の日額とする。

4 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。

5 居住費 居室(200室)2,101円(1日あたり)

(1) 居住費の減額 下記の場合居住費の減額を行う。

所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣の定めるものについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を1日の日額とする。

(2) 居住費の変更 下記の場合居住費の変更を行う。

水道光熱費について年間の実績額と見込み額が1割以上違う場合
建設時に想定しなかった事情により新たな費用が発生した場合

6 理美容代は実費を徴収する。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

8 その他の費用

(1) 事務管理費 1,000円(一月あたり)

買い物代行、受診時における診療費立替、理美容代金立替等の管理費用

(2) 喫茶サービス料金、レクリエーション費用、クラブ活動費用等は利用者のみ実費を徴収する。

(3) 個人のテレビ等持込による電気機器持込代1,000円(1ヶ月あたり)

9 各前項の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者は介護老人福祉施設従事者等の指示に従って指定介護福祉施設サービスの提供を受けるとする。

2 利用者は指定介護福祉施設サービスを受けるに当たり次の点に留意する。

- (1) 気分が悪くなった時は速やかに介護老人施設従事者等に申し出る。
- (2) 共有の施設・設備を利用する際は、他人の迷惑にならないように心掛ける。

- (3) 送迎時には家族が立ち会う。
- (4) 持ち物の指定及び氏名の記入を行う。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護老人福祉施設従事者等は、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (2) 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする
- (3) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第11条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催するものと共に、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。

2 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行い、適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 介護老人福祉施設事業所は、介護老人福祉施設従事者等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 介護老人福祉施設はあらかじめ協力病院を定める。
- 3 介護老人福祉施設は苦情を受け付ける為の窓口を設置する。
- 4 介護老人福祉施設は指定介護福祉施設サービス等に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。
- 5 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人貴徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月9日から施行する。